

上原公子さんへの4500万円（1月現在）という、全国でもまれに見るとほうもなく巨額で悪質なスラップ訴訟には怒りで身が震える思いです。下記振込先は上原さん弁護団の開設した口座です（当勝手連とは無関係）。口座や振込みについての質問は「くにたち大学通り景観市民の会」または「くにたち上原景観基金1万人の会」へ。上原さんへの励ましのメールなどは勝手連でも歓迎します。

**上原さん、負けないで!**

募金を訴えているブログ

- くにたち上原景観基金1万人の会  
東京都国立市東3丁目6-2  
電話:080(3396)1491
- くにたち大学通り景観市民の会  
<http://daigakudori.blogspot.jp/>
- 景観と住環境を考える全国ネットワーク  
<http://machi-kaeru.com/>



振込先 みずほ銀行 日野駅前支店  
普通預金口座 1222665  
日野市民法律事務所 弁護士窪田之喜(くぼた ゆきよし)

**上原救援市民勝手連**

**早期達成にむけて ●毎日、毎週、毎月**

毎日1回 誰かに呼びかける、または電話をかける、またはメールする、または金額を確認する  
毎週1回 誰かにあって説明し、いっしょに募金運動に参加してもらう  
毎月1回 募金する

<http://hirokoganbare.net/>  
[mail:info@hirokoganbare.net/](mailto:info@hirokoganbare.net/)

明和地所は、受け取った賠償金を  
そっくり国立市に寄贈しているの  
で、国立市は「損害」などま  
ったく出ていません。それ  
なのに上原さんに請求する  
のは「二重取り」ではありませんか!  
あまりにも破壊的なやり方と  
言わざるを得ません!

**損害など1円も出ていな  
いのに、「損害賠償」請  
求するのは二重取り!**

明和地所に対する景観訴訟は上原さ  
んが個人で勝手に行った行為ではな  
く、市長として国立市の行政手続を踏  
んで行ったこと、正当な「公務」です。  
それなのになぜ上原さん個人に賠償  
請求するのでしょうか? まるで横領  
ともしたかのようないびつです!

**市長としての正当な「行  
政行為」なのに「個人」  
を訴えるのはおかしい!**

上原さんの行為は23万筆にものほ  
ろ議論を起した人々の願いと、国立  
市議会の決議にもとづいてい  
ます。また市長選挙では1万7千人の  
有権者が上原さんを支持して  
います。それなのになぜ上原さん  
ひとりだけ「賠償」を押し  
つけるのでしょうか?

**市民の訴えに基づく行政  
訴訟なのに「上原さんだ  
け」を訴えるのはなぜ?**

**あまりにもひどい! 上原公子さんへの打ちこみ**

市民の自治を司法が奪うなんて!

不当判決 016.12.15

市民の要望に従って市長として公務を執行した上原公子さんひとり

**4500万円の賠償請求**

**こんな横暴が許されていいはずがない!**

上原救援市民勝手連  
<http://hirokoganbare.net/>

景観は市民の共有財産 KUNITACHI

このお手紙を受け取ったあなたへ。私たちの長年の大切な友人であり、様々な課題に共に取り組んできた仲間でもある上原公子さんに対する、高額で悪意のこもった損害賠償請求が行われています。私たちは昨年末、上原さんから寄せられたお手紙を読み、止むにやまれず支援の「勝手連」を立ち上げさせていただきました。どうか私たちの趣意をお酌み取りいただき、上原さんへの絶大なるご支援をお願い申し上げます。

## ■景観を守れ！ 立ち上がった国立(くにたち)市民

国立市の大学通りはみごとなサクラとイチヨウの並木道が続いています。国立市民がみずから植え育ててきたこの美しい並木道は「新東京百景」にも選定され、市民のいこいの場となっています。美しい景観は国立市民の共有財産です。ところが1999年、ここに明和地所による高層マンション建設計画が持ち上がったのです。そこで「美しい景観が壊される！」と市民が立ち上がり、建設反対を訴えました。反対署名は最終的に23万筆もあつまりました。国立市民多数の「建設反対」の意志はここにはっきりと示されたのです。市議会も市民の請求に基づき、並木の高さ20メートルを超える建築を禁止する条例を制定しました。明和地所は「営業妨害による損害賠償」を求めて国立市を訴えていましたが、2007年に上原さんが任期満了で退職したあと、2011年に自公推薦の新市長が誕生すると、国立市は態度を一変。相手の主張を認めて裁判を降りてしまったため敗訴となってしまいました。ところが勝訴した明和地所は、国立市から賠償金の約3100万円を受け取ると、すぐにその同額を国立市へ寄贈しました。この一連のやりとりは、まるで国立市と明和地所とのあいだで取引をしたかのような決着のしかたです。

## ■上原さんへの脅迫まがいの巨額「賠償請求」

すると今度は国立市が、明和地所に支払った約3100万円の損害賠償を上原さんに求める訴訟を起こしたのでした。国立市民の民意によって市議会が決議し、それに基づいて行われてきた適法な行政行為なのに、その責任を全部「上原さんひとり」に押し付けるなんて、こんなおかしいことがあっていいのでしょうか？ それに、明和地所は賠償金を受け取るとすぐにその全額を国立市へ寄贈しているのです。国立市には1円の損害も出ていないのです。これでは賠償金の「二重取り」です。それなのに最高裁は昨年12月15日に上告棄却、上原さんへの賠償支払い命令が確定しました。その金額は利息も加わって1月現在4500万円になっています。あまりにも理不尽な、不当な判決と言わざるをえません。国立市は巨額の負債を背負わせて上原さんを押し潰そうとしているのです。こんなことがまかり通れば、訴訟を起こされるのが怖くて、誰も市民の立場に立った行政を行なうことができなくなってしまいます。上原さんにかげられた、このような脅迫まがいの訴訟（スラップ訴訟）は断じてゆるせません。

## ■全国の市民自治活動への脅迫をはね返そう

上原さんは国立だけでなく、平和を求める沖縄県民や原発被害に苦しむ福島県民など、様々な問題を抱える人々といっしょにそれらの問題に積極的に取り組んできました。上原さんのそうした活躍に、全国の大勢の人々が励まされてきました。その上原さんへの重圧のほんとうの目的は、住民自治を求める全国の人々から「希望」を奪うことです。これは沖縄など全国で自由な暮らしを求めて抵抗する人々に対して、「逆う者は上原と同じじめにあわせるぞ」という「おどし」です。だから、これは「あなた」へのおどしなのです。こんなひどい仕打ちには、決して負けるわけにはいきません。賠償額は毎日、利息で金額が膨れあがっています。一刻も早くこの圧力をはね返し「希望」を取りもどすために、上原さんへのご支援をお願いします。

2017年1月

上原救援市民勝手連